

霧島市議会でフッ化物洗口について過去、議論された事はない。本年の 3 月議会で市長が『学童期の歯科保健衛生の向上を目的として、市歯科医師会などと連携してフッ化物洗口事業を推進する』との所信表明演説が初めてである。保健福祉部の予算として長期に亘りフッ化物洗口事業が計上されている。事業目的として平成 26 年度までは『保育園・幼稚園において毎日の給食・歯みがき後にフッ化物によるうがいを行う事でむし歯予防を図る』との記載があった。平成 27 年度の当初予算説明書に『学童期』という文言が加筆されていた。予算委員会では執行部の説明、委員会議論は行われていない。この重要性を見逃した事について市民の皆様にご詫言を申し上げます。

この事業について執行部から議会に積極的な事業計画の提起があり、議論が行われれば、市民の皆様のご理解が進んだのではと思われ、残念に思う。

昨日池田守議員が皆さんにご存じないのではとの指摘があった。所属の環境福祉委員会の所管部である保健福祉部の事業でありながら全く無知であった事を恥じる。市民の方から不安であるとの相談があり、今回の一般質問に取り上げた次第。

まずこの事業が開始されてから平成 26 年度までについて伺う。

市長答弁

基本的な考え方を述べる。我が国においては、フッ化物の効果的な応用法と安全性の確保について、平成 12 年から厚生労働科学研究事業として検討が行われてきており、その結果、より効果的なむし歯予防対策として、フッ化物洗口法の普及が図られている。

また、鹿児島県においては、「歯科口腔保健の推進に関する法律」に基づき、平成 25 年 3 月に「鹿児島県歯科口腔保健計画」が策定され、学齢期のむし歯予防対策として、フッ化物洗口等のフッ化物応用の促進が掲げられ、市町村が取り組むべき内容としてもフッ化物洗口の推進などの歯科口腔保健の推進に関する施策の実施に努める事が明記された。

このような事から、私も歯と口腔の健康づくりについては、非常に重要な事と認識しており、いち早く平成 18 年度から、保育園及び幼稚園におけるフッ化物洗口事業を開始しており、霧島市健康増進計画である「健康きりしま 21」にも具体的な取組について掲げている

さらに、霧島市歯科保健専門委員会において、学童期におけるフッ化物洗口事業についても協議・検討を重ねていただき、昨年 11 月には、私自身も直接始良地区歯科医師会の皆様と意見交換をし、その効果と安全性を確認した結果、本年度から市内の小学校 2 校でモデル的に事業を実施する事とした。

今後とも、実施に当たっては、始良地区歯科医師会、始良地区薬剤師会等との連携を図りながら、教職員及び保護者の皆様のご理解を得た上で、取り組んで行く。

保健福祉部長答弁

Q1：フッ化物洗口事業を開始した理由、及び法的根拠

フッ化物洗口事業を開始した理由については、平成 12 年から国において、フッ化物の効果的な応用法と安全性の確保についての研究がなされ、平成 15 年に「フッ化物洗口ガイドライン」が定められ、フッ化物洗口法の普及が図られている。この中で特に 4 歳児から 14 歳までの期間に実施する事が、むし歯予防対策として大きな効果があると示された事などから、フッ化物洗口ガイドラインに基づき、本市では平成 18 年度から一部の保育園・幼稚園で取り組んでいる。また、歯科口腔保健の推進に関する法律に基づいて策定された「鹿児島県歯科口腔保健計画、本市の健康増進計画の「健康きりしま 21」に具体的な取組について掲げられている。

Q2：フッ化物洗口事業開始時期より現在までの予算、決算、及び財源

平成 18 年度から平成 20 年度までは事業の区分が現在と異なっている事から、詳細な把握ができないが、平成 21 年度から 26 年度までの予算及び決算について答える。

予算は、平成 21 年度から 26 年度までの 6 年間の合計が 452 万 4 千円、決算は、6 年間の合計で 414 万 3 千円であり、財源はいずれも一般財源である。

Q3：フッ化物洗口事業開始時期より現在までの対象園、対象者の推移

フッ化物洗口事業については、平成 18 年度は、横川、牧園、霧島、福山地区で実施していたが、平成 19 年度からは溝辺地区でも開始している。平成 20 年度からは国分地区でも開始し、平成 21 年度に隼人地区で開始した事で、市内全地区での事業実施となった。

フッ化物洗口事業開始から現在までの保育園・幼稚園での実績については、統計がない年度があるので、把握できているものをご報告する。

実施園の数は平成 19 年度 18 園、20 年度 24 園、平成 21 年度 28 園、平成 22 年度 29 園、平成 23 年度 29 園、平成 24 年度 28 園、平成 25 年度 29 園、平成 26 年度 27 園、平成 27 年度 28 園である。実施した園児数は、平成 19 年度 411 人、平成 20 年度 681 人、平成 21 年度 807 人、平成 22 年度 865 人、平成 23 年度が 810 人、平成 24 年度が 881 人、平成 25 年度が 954 人、平成 26 年度 949 人。

(ほぼ 6 割の園で実施、4 割は未実施)

Q4：フッ化物洗口事業対象園でフッ化物洗口に同意しなかった園児数、及びその理由

フッ化物洗口に同意をしなかった園児数は、平成 24 年度が 14 人、平成 25 年度が 14 人、平成 26 年度が 13 人。同意しなかった理由は、「インターネットでみると、フッ素は悪いと書いてある。」「薬は使いたくない。」「歯科医院で、フッ素塗布をしている。」「ブクブクうがいができない。」などであった。

Q5：フッ化物洗口事業対象園でフッ化物洗口に同意後、不同意に変化した児童数、及びその理由
フッ化物洗口事業実施園で、フッ化物洗口に同意後、不同意に変化した園児はなかった。

Q6：フッ化物洗口事業の効果

フッ化物洗口事業の効果について、「園児がブクブクうがいを上手にできていて、頬の動かし方も上手になった。」「むし歯予防に関心をもつようになった。」「園の先生方の声かけで、むし歯の治療に通院する園児が増えた。」などの声が寄せられている。本市でフッ化物洗口事業を開始して9年経過したが、全体の児童・生徒のDMF歯数(一人当たりの永久歯のむし歯の数)は、毎年下がっているが、小・中学校ごとに見ると、フッ化物洗口に早く取り組んでいた地区が、必ずしも児童・生徒のDMF歯数が低いとは言えない状況である。5歳から14歳までのむし歯の医療費は、平成19年度と平成26年度の比較して、5歳から9歳が約88万円の減少、10歳から14歳までが約33万円減少した。

Q7：フッ化物洗口事業で発生した問題

事業開始から現在まで、問題があったとの報告は受けていない。

Q8：厚労省のガイドラインにはインフォームドコンセントの記載がある。園毎の同意書の内容、説明内容、十分な説明が行われているかの把握状況

園ごとの同意書の内容、説明内容、十分な説明が行われているかの把握状況について、初めてフッ化物洗口事業を開始する園に対しては、歯科医師と歯科衛生士が説明を行い、2年目以降の実施園では、毎年、保護者参観等において、歯科衛生士が資料に基づきフッ化物洗口の効果・安全性及び希望調査書の内容について、説明を行っている。

Q9：3月議会の市長の所信表明でフッ化物洗口事業に新たに学童を含めた理由、及び予算委員会での説明を行わなかった理由

フッ化物洗口事業に新たに学童を含めた理由は、平成 25 年度の鹿児島県の中学 1 年生一人あたりのむし歯数である DMF 歯数が全国平均と比べても高く、また、霧島市の中学 1 年生の DMF 歯数が、鹿児島県の平均より高い事と、フッ化物洗口が特に 4 歳から 14 歳までの期間に実施にする事が、むし歯予防対策として、大きな効果があると示されており、本市として、幼児期から学童期まで継続した取組をする事で、効果が期待できると判断した事から、今年度にモデル的に実施し、今後の取組の参考にしたいと考えている。

学童期のフッ化物洗口事業の予算説明について、今までの事業の拡充と捉えており、平成27年

度一般会計予算説明資料においては、保育園・幼稚園及び学童期のフッ化物洗口事業を実施する事を記載している。

Q10：フッ化物洗口事業の法的根拠と今後の計画

本市では、すでに実施している幼児期におけるフッ化物洗口事業を学童期まで継続する計画を立て、実施する方向で進めている。

平成 27 年度は、川原小学校及び高千穂小学校をモデル校に指定し、10月から実施する予定。平成 28 年度以降については、この 2 校に加え、新たに数校程度ずつ実施校を増やしていく計画を立てている。

実施にあたっては、「フッ化物ガイドライン」にも示されているインフォームド・コンセント、つまり「正しい情報を得た上で合意する事」に基づき、今後も教職員及び保護者に対して事前に説明会を開き、具体的方法や期待される効果、安全性等について十分に説明する。その後、保護者全員に希望調査書を配布し、保護者の同意を得た児童のみフッ化物洗口を行う手順を遵守する。

Q11：近隣市町村の実施状況

平成 27 年 5 月末現在、フッ化物洗口事業を実施しているのは、さつま町の全 14 小学校、薩摩川内市の全 48 小・中学校のうち 38 校です。

平成 26 年 3 月末現在で、鹿児島市と出水市、長島町でそれぞれ 1 校ずつ実施している。（さつま町、薩摩川内市が主で、始良市、鹿屋市など、殆どは未実施）

質問席質問

画像紹介、斑状歯、添付文書

Q：薬剤の効果／効能／副作用／薬害／個人差についてどのような見解を持っているか？

保健福祉部長：専門的な知識を持っていない。

Q：意外な答弁で戸惑っている。斑状歯とはどのようなものか？

健康増進課長：水道水へのフッ化物添加、歯磨粉の飲み込み等によるフッ化物の過剰摂取により、歯に褐色の斑点やシミが出来る症状を示す。歯の見栄えが悪くなる。

Q：見栄えが悪くなるだけか？

健康増進課長：そのような認識である。

Q：斑状歯の影響について保健福祉部に調査をお願いしたい。

宝塚市の斑状歯問題について紹介をお願いします。

健康増進課長：昭和 40 年代に斑状歯が問題になった。水道水に高濃度のフッ素が含まれており、それを長期間使用していたためであり、人工的にフッ化物を添加したものではない。外観を損なう斑状歯が子供たちや青年に発生し、市が訴えられた。宝塚市は天然とは言え、水質基準値を越えるフッ素を含む飲料水を提供した事の責任を問われ、補償をした。飲料水のフッ素濃度を減少させた事によって、現在、問題は起こっていない。

Q：宝塚市に子供はたくさんいた。その中で斑状歯を患ったのは全ての子供ではない。歯が乳歯から永久歯に生えかわる時期はかなりな個人差がある。個人差という事についてどのように思うか？

保健福祉部長：薬剤に関しての個人差について専門的な知識は持っていません。個人差がある場合の薬剤を使用した保健衛生事業を実施するに当たっては薬剤師会等の専門家の意見を聞いて実施している。

Q：今回使用する薬剤名は？

健康増進課長：フッ化ナトリウムである。

Q：フッ化ナトリウムは化学薬品名である。商品名を聞いている。

健康増進課長：ミラノールである。

Q：ミラノールの価格は？

健康増進課長：1 箱に 8 グラム包装が 180 包入っており、10,800 円（158 グラム）

Q：化学薬品であるフッ化ナトリウムの価格を知っているか？

健康増進課長：知らない。

Q：500 グラムで 1,900 円、同じものが薬品として扱われる事によって膨大な利益が得られる構造である事を示しておく。（600 円が 10,800 円に化ける）

幼稚園、保育園のフッ化物洗口の記録があるか？ 将来薬害が認識されたときの重要な記録になる。

健康増進課長：幼稚園、保育園で実施した子供の記録はある。

Q：紛失しないような保管の指導を要請する。フッ化物洗口の効果を問うたが、うがいのやり方が上手になったとかとの回答であった。虫歯予防に効果があったかを問うている。

保健福祉部長：具体的な効果についての答弁はしなかった。昨日の池田守議員の質問にもあったように、フッ化物洗口が虫歯予防に効果は長い間かかって効果が現れる。霧島市は幼稚園、保育園でフッ化物洗口を行っている。4 歳児頃から永久歯は生え始めて 14 歳で生え揃うと言われている。継続してフッ化物洗口を実施しないと効果は現れない。

Q：幼稚園、保育園のフッ化物洗口事業は平成 18 年から実施されている。既に 10 年経過している。その間に把握していないという事か？

保健福祉部長：幼稚園、保育園からどの小学校に就学するのかバラバラである。個人の追跡調査をしないと効果の把握はしにくい。データ上現れているのは医療費の事である。若干ではあるが医療費は低下している。

（11 日の徳田議員：小学校の歯科検診でフッ素うがいをしていたかを聞くだけで済むと発言）

Q：医療費が削減された事でフッ化物洗口の効果があったとの発言であるが、保護者の歯の健康についての意識向上ではないか？フッ化物洗口の効果については分からないという理解でよいのか？

保健福祉部長：虫歯予防をトータルで考えると①歯磨きブラッシングの徹底、②甘味料を控える、③フッ化物、歯を丈夫にする行為、ウガイが効果がある。フッ化物洗口だけで効果が現れたかは把握しにくい。

Q：フッ化物洗口を実施するに当たり多くの自治体が『フッ化物洗口推進事業実施要領』を定めている。霧島市の制定状況を問う。

健康増進課長：幼稚園、保育園でフッ化物洗口事業を実施するに当たり、平成 18 年 4 月 1 日から実施要領を施行している。

Q：学童を含めているかを問うている。

健康増進課長：学童に広めるに当たり、現在保健福祉部、教育委員会で協議しながら策定を進めている。

Q：事業を始めるに当たり要領を定めないまま実施するのが霧島市の通例か？

健康増進課長：平成 18 年のフッ化物洗口推進事業実施要領に基づいて進めている。学童に広めるに当たり、現在策定を進めている。

Q：総務部長、いずれが先か？

保健福祉部長：霧島市では要領を作ろうという事で薩摩川内市等の要領を参考にしながら策定中である。モデル校である川原、高千穂の両小学校は 6 月 7 月に掛けて教職員、保護者への説明を終えた。その後、要領を揃えて 10 月から試行的に取り掛かる。

Q：同意について伺う。保護者のフッ化物洗口をやるか否かの自己決定権保証とか尊重、その前提となる幅広い情報の提供が必要と思うが？

健康増進課長：小学校で説明会を実施した。その中でインフォームドコンセントの要件について

厚労省のガイドラインを基に『本人あるいは保護者に対して、具体的方法、期待される効果、安全性について十分に説明した後、同意を得て行う。』となっているので実施する施設において歯科医や歯科衛生士とともに保護者に対して説明している。多量に飲み込んだ場合に予想される症状やその場合の対策などリスクに関する説明も行い、質問があった場合丁寧に回答している。

Q：自己決定権保証、尊重も質問している。

保健福祉部長：一般的にインフォームドコンセントは今回のフッ化物洗口事業について言えば、厚労省の示すガイドライン、県の計画、市の計画に基づいて臨床あるいは実証等がされた安全性と効果を説明し、対象者が自分の自由意志で同意するのが基本である。保証と言うのは双方の同意という事になる。

Q：県の保健福祉部長、教育長はフッ化物洗口剤の添付文書を参考に使用上の注意、取り扱い上の注意、大量に飲み込んだ場合に予想される症状やその際の対策などリスクに関する説明も行うようにとの見解を示している。執行部は医薬品の添付文書についてどのようなものと思うか？

健康増進課長：具体的な取扱い内容、基本的な注意、副作用などの情報が掲載されている。重視すべきものである。

Q：添付文書は薬事法で定められており、医者が守るべきものであり、重要な書類である。そのような認識が欠落しているのでは？ 添付文書には副作用の発現頻度の調査を行っていない、週一回法、週 5 回法の臨床試験を実施していないとの記載がある。この部分をどのように解釈するか？

健康増進課長：そのような記載がある。わが国においては 1970 年代からフッ化物洗口に取り組んでいる所もある。新潟県で取組まれたと認識する。40 年間実施されている。平成 15 年にフッ化物洗口ガイドラインが定められた。長年に亘って大きな事故もなく、進められており臨床試験がなされていないという事であっても問題なく現在のところ進められていると考える。

Q：薬剤メーカーは副作用調査をしていない、臨床試験をしていないという記述は使用される方の責任でお使いくださいという事です。血液製剤での HIV 感染、肝炎感染、サリドマイド、キノホルム、クロロキン、最近では子宮頸がんワクチンなどの厚労省の薬事行政の失敗例がたくさんある。これらの薬剤は効果があるとの触れ込みで使われたが、時を経て薬害が認められた。フッ化物洗口でもたくさんの警鐘が鳴らされている。メーカーは添付文書で免責されるが万が一の場合の責任は霧島市が負うのか？

保健福祉部長：フッ化物洗口事業に関しては学童にモデル的に実施しようと現在、保護者等に説明している。その際は県、保健所、始良地区歯科医師会、薬剤師会の協力をもらって行っている。インフォームドコンセントについては、その効果とか安全性等もちろんであるが、例えば万が一大量に飲み込んだ場合のリスクも説明した上で保護者の質問等も受け、希望調査書を取り合意した上で対象者の自由意志、拒否することも出来る。希望調査書を取った上での作業と理解する。

Q：添付文書は、薬事法に基づいて作成される公文書である。添付文書における注意事項を無視すれば医師の過失が推定されるという判決が下りている。フッ化物洗口事業では添付文書を無視するようにもとれる発言が散見される。保護者説明会で添付文書を参考にしたりリスクの説明が行われたか？

健康増進課長：説明会では始良地区歯科医師会の医師が 2 名出席しており、その中で説明書を元にリスク等も説明している。

Q：市は説明していないのか？

健康増進課長：説明会は市と始良地区歯科医師会、薬剤師会、保健所、一緒に開催しており専門

家の立場として歯科医師が説明している。

(推進する歯科医師会が説明しており、リスクについての適切な情報を伝えているとは思えない)

Q：霧島市のフッ化物洗口事業実施要領では『市は歯科医師会、薬剤師会、実施施設に対し説明する』とあり市が説明すると記載されている。市が説明したか？

健康増進課長：市の職員は説明していない。

Q：実施要領に従っていないという事か？

保健福祉部長：市はということで、市の職員と知っているようだが、市としてもこの洗口事業については、例えば効能とかリスクの問題とか個人差による薬害、そのような影響問題とかあるので市単独だけでは説明は出来ない。そういったことから始良地区歯科医師会、薬剤師会にも協力をもらっている。市が主催する説明会と言う解釈であれば、それは市が説明すべきである。

Q：主たる説明者は歯科医師会か？

健康増進課長：市の職員、及び歯科医師、薬剤師である。

Q：フッ化物洗口事業を積極的に進めているのは歯科医師会であり、薬剤師会である。この事業に対し、異論を述べる団体もある。そのようなところの見解を伝えてこそ、リスクの説明になる。

保健福祉部長：フッ化物洗口事業は国の計画（厚労省ガイドライン）、県の計画、市の計画に基づいてフッ化物洗口を有効に活用して行こうと記載されている。就学前の子供のみならず、効果があると言われる学童期に拡大しようという事であり、そういった事から市としては効果がある事業について進めようとしている。一部にはフッ素について劇薬と言うこともあるので危険であるとか、歯が白くなるとかも聞いている。しかしながら市としては国、県の推奨していることについては、昨日子宮頸がんワクチンのときにも話したが予防として効果があるような事は子供たちのために進めねばならない。(非常に危険な見解である。薬害があったとしても効果があると言われれば推進するという姿勢。異論は受けないという姿勢)

Q：国の薬事行政は過去誤りがたくさんあった。子宮頸がんワクチンについても大半の方は効果があったと聞く。ところが子宮頸がんワクチンで不遇な目にあった子供がいる。このような事を懸念している。大半の人が〇だから、いいじゃないの、子宮頸がんワクチンで不遇な目にあった方は少数だからいいじゃないのと思っているのか？

保健福祉部長：昨日からの発言は全くそのような事は言っていない。国において子宮頸がんワクチンについて副反応と思われる方が全国的に多いので専門的調査を行って補償問題を拡大していくという事である。従って国のガイドライン的なものが出れば、市としても当然、救済を進めていかねばならない。(国の薬事行政には逆らえない、事故が起こってから保証すれば良いとの見解である。)

Q：子宮頸がんワクチンで不幸な目に会われた方は特異な、個人差があるという事を認識しての薬事行政が望まれるとの考えを述べている。

保健福祉部長：事務方としては薬事についての専門的な知識は持っていない、保健衛生事業を進めるためには安全性、効果については専門家の意見を聞いた上で進めている。例えば国が始めた定期予防接種ワクチンについては当然安全で効果があるものと理解して進めている。

Q：市の希望調査書には『むし歯予防対策に大きな効果をもたらすとされています』と書かれている。まるで他人事。効果を確認しているのであれば何故、効果があると記載しないのか？

健康増進課長：幼稚園、保育園に対する希望調査書にはそのような表現はしていない。『フッ化物洗口は安全性や予防効果に優れた虫歯予防方法のひとつ』と表現している。

Q：教育部発の学童向けの希望調査書であった。

教育部長：希望調査書の内容については保健福祉部と協議した。『フッ化物洗口は4歳児から1

4歳までの期間に実施することが、むし歯予防対策に大きな効果をもたらすと言われていません。』と記載した。

Q：誰が言っているのか？

教育部長：厚労省ガイドラインの『とくに、4歳児から14歳までの期間に実施することがう蝕予防対策として最も大きな効果をもたらすことが示されている。』、この部分を取り入れた。

Q：保護者の立場からしたら誰が言っているのか、誰が責任を持つのが大切である。このような認識はないか？

保健福祉部長：フッ化物洗口は国が虫歯予防に効果があるという事から色んな検証を踏まえ専門家の意見を聞き、』作られたガイドラインによって進めている。それを受けて県が計画を作り、市もそれを受けてフッ化物洗口を促進していこうと考えている。国、県、市とも承知した考えで行っている。

Q：国が言っている、県が言っている、それは絶対正しんだと。ところが歯科医師会の中でも、大学の先生の中でもそれはおかしいと発言される方も存在する。このような意見があることを承知しているか？

保健福祉部長：議員提供の資料で議論があることは承知している。

Q：保健福祉部で私が提供した資料には全て目を通したという事か？

保健福祉部長：全ての資料には目を通していない、ただ、今日の質問に当たり国、県、市の推進の考え方と一部の慎重な方々の議論があるというところには目を通した。

Q：そのような意見は荒唐無稽、嘘だ、事実と違うとの認識か？

保健福祉部長：色んな議論を踏まえた上で作成されたものが国のガイドラインであり、県の計画であり、市もそれを踏まえて健康霧島21を作っている。

Q：順番が異なる。厚労省がガイドラインを作ってから、それに対して大学の先生、歯科医師の方々が異論ありという事が出された論文が大半である。そのような認識は無いという事か？

保健福祉部長：議員はこの事業の根拠を聞いているが、国のガイドラインが一番上位の根拠になっている。

（市町村の薬事行政は国、県の方針に従うしかないとの見解である）

Q：子宮頸がんワクチンでも厚労省は進めましょう、産婦人科学会は今でもOKと言っている。にも関わらず、このような薬害が発生していることに対し、国の施策に従うという事か？

保健福祉部長：保健衛生行政においては予防に関するワクチン、薬がある。そのような物に関して市町村においては専門的な知識、行政においては薬剤師を抱えていない。専門的な知識を持った方々が相当な議論を重ねて、その結果、出来たガイドラインであり、指針であると理解している。根拠として頼るものはそういったものしか無いと考える。

Q：教育委員会名で希望調査が行われています。学校の職員に対する職務命令か？

教育部長：業務命令では無い。

Q：学校長、もしくは学校長と教職員で協議した上で、我が校ではやりたくないという事は有りか？

教育部長：モデル校の2校については、お勤めの養護教諭の意見を聞いたり、様々な情報をお伝えし、許可を得た。その前に学校長との意見交換から始まった。

養護教諭は実施に向けて前向きにやりたいという事でこの2校。高千穂小学校に進む児童の通う幼稚園がフッ化物洗口の経験があったので比較的スムーズに出来るのではなかろうかと判断した。

Q：川原小学校の選定理由は？

教育部長：大規模校での開始は難しいであろうと思った。小中規模であることも選定理由の一つ。川原小の校長が実施に向けて前向きであった。

Q：川原小の虫歯状況の調査は？

教育部長：小 6 の調査では平成 26 年度で永久歯の虫歯がある生徒は 3 名、27 年度調査では 1 名。

Q：そう、1 人です。そのような学校が何故選定されたか不思議です。他に理由がありますか？

教育部長：ほかの学年の虫歯状況は把握していない。川原小選定の理由として特認校制度を設けていることもある。フッ化物洗口を経験している児童もいる事。

Q：厚労省ガイドラインでは本人あるいは保護者に対して、具体的方法、期待される効果、安全性について十分に説明した後、同意を得て行う。となっているが、霧島市の場合、同意を得てという事ではなく、どうして希望調査となったのか？

教育部長：学校の選定は教育委員会と先述の理由で行った。フッ化物洗口をする／しないはあくまでも児童、保護者の選択である。フッ化物洗口に参加をするのか、辞退をするのかの調査中である。結果はまだ出ていない。

Q：厚労省は同意と言っている。霧島市はどうして希望調査となるのか？

教育部長：調査書の中には希望します／希望しませんという表現になっている。同意します／同意しませんとの認識の下に通知をした。

Q：霧島市では同意と希望は同じ意味か？

教育部長：フッ化物洗口を『するか／しないか』の 2 つの選択肢からすると『する／しない』という意味では『希望します／希望しません』は同等と思う（????）

Q：答弁は意味不明、希望と同意は同じかと聞いている。

教育部長：希望するは同意、希望しないは同意しないとの認識で通知した。

Q：今後は同じ様な解釈でよいという事か？

教育部長：調査書は保健福祉部で幼稚園、保育園で希望者を募る際もこのような様式であったので引用した。

Q：保健福祉部の見解は？

保健福祉部長：言葉の問題があるようだ。希望はある事の実現を願うという積極的な意味がある。同意とはほかの人の意見に対して、良いとせず事と思う。従って保健福祉部で最初に希望という言葉を選択した経緯は分からない。希望があった、望まれることをしているという事から希望調査書となった。

同意と希望については他の自治体の事例を調べる必要がある。希望調査書という表現を採用しているほかの自治体にもある。

Q：教育部に問う。不同意の保護者に対して説得行為、理由の聴取を行うか？

教育部長：全く考えていない。

Q：養護教諭とか現場の教諭がフッ化物洗口に対して異論を発した場合、職務命令違反になるか？

教育部長：そうならないように現場に説明をして理解を求める事が大事。

Q：しっかり説明するためには、異論、このような意見がある事を教諭にお伝えした上で判断をしてもらわねばいけない。どう思うか？

教育部長：当然、校長が教諭に協力を求めることはある。希望という文言は県のガイドラインに記載がある。

Q：霧島市歯科保健専門委員会の資料によると『説明会⇒モデル校選定⇒実施⇒検証』の手順になっている。検証が実施されないまま大規模校への展開の動きがあるようだが？

教育部長：昨日の保健体育課長の答弁で、大規模校への展開の発言をした。最終的にはそういった形で拡大して行くという表現であって平成 28 年度からすぐに大規模校に拡げて行くのは困難であろうと思う。ただモデル事業であるので検証をするに当たっては小規模校だけの検証で良いのかはという部分もある。検証対象として大規模校も含めた形で実施の必要があるのではその認識を持つ。

Q：市長に伺う。フッ化物洗口について賛成、反対の意見が交錯している状況である。霧島市は 10 年、幼稚園、保育園でフッ化物洗口を実施している。その効果の把握がされていない。歯科医師会がまとめた資料で効果があると言っているのみ。薬の効果は 10 人 10 色である。昨日の平原議員が取り上げた子宮頸がんワクチンはいまだに産婦人科学会は効果があると譲らない。効果はこのワクチンを受けた子供が将来子宮頸がんにならないとの保証があるかですが、それはわからない。逆に大変な痛みを受けた子供もいる。ワクチン接種を勧めた親御さんの嘆き、後悔は大変なものだ。フッ化物洗口は仮に効果が認められたとしても、それは全ての人ではない。洗口剤は飲み込んでも害は無いとの主張があるが、それは全ての対象者に害が無いと誰がいえるか？ 影響には個人差がある。議会でもじっくりとした議論が必要と思う。保護者の方々に、推進すべきという考えと害があるとの考えがある事を正確に伝えるべき。

そこで提案する。保護者の理解を深める意味で賛成、反対のご意見を持つ学識者を招き、パネルディスカッションを開く事は考えられないか？ このまま虫歯予防に効果があるとの一方的な考えのみでこの事業を拡大する事には不安がある。市長の見解を求める。

市長答弁

フッ化物洗口事業に対する色々な角度からの指摘があった。じっくり聞かせてもらった。様々なメディア、専門的な見解を持つ方々から聞き、情報を集めて決断をし、今日に至った。フッ化物洗口についてはWHOが安全で効果的であると、わが国では厚労省がガイドラインを作成し、鹿児島県では計画を策定している。私自身も始良伊佐歯科医師会から情報をもらい、その上で決断した。過去を振り返れば様々な分野で薬害は聞かされた。賛否が分かれている事は伝わってきた。薬害における個人差のある事の認識は持った。パネルディスカッションについては責任を持って将来に亘って実施して行く以上、様々な意見を聞きながら前へ進めざるを得ないと思う。一つの検討材料である。どうするか、慎重に意見を聞きながら判断をする。

Q：市長は厚労省ガイドラインにWHOの勧告があったとの発言があったが、その後のWHOの勧告で6歳以下は禁忌という勧告がでている。承知しているか？

市長答弁：知らない。

Q：WHO勧告は確認願いたい。